

情報・システム研究機構研究不正防止計画推進室規程

〔平成27年1月28日〕  
制 定

最近改正 平成30年3月6日

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則第28条の2に基づく研究不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 統括管理責任者（研究費不正防止担当）
- 二 統括管理責任者（研究不正防止担当）
- 三 コンプライアンス推進責任者
- 四 研究倫理教育責任者
- 五 事務局長
- 六 本部及び各研究所の総務を担当する部長
- 七 本部事務部企画連携課長
- 八 その他推進室長が必要と認めた者

(業務)

第3条 推進室は次に掲げる事項を扱う。

- 一 公的研究費の使用及び研究活動における不正発生要因の把握
- 二 公的研究費の使用及び研究活動における不正防止計画の策定及び推進
- 三 公的研究費の使用及び研究活動における不正発生要因に対応する改善策の策定
- 四 公的研究費の使用及び研究活動における適正なチェック体制の構築及び機構ルールの統一について提言
- 五 公的研究費の使用及び研究活動に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進
- 六 公的研究費の不正使用の防止及び公正な研究活動を実施するための教育・啓発活動に関すること
- 七 その他機構の研究活動における不正防止計画推進に必要となる事項

(庶務)

第4条 推進室の庶務は本部事務部企画連携課において処理する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。